

令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務 業者選定（プロポーザル評価）基準

1 選定方法

提出された企画提案書により、審査を行う。選定は、令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務プロポーザル評価委員会の会議において委託先候補1者を選定する。

2 審査基準

別紙「企画提案書評価審査票」により、以下の各評価項目について点数化する。

3 選定

以下のとおり、各委員の評価点を基に順位点をつけ、順位点の合計点が最も高い業者を受注者候補1者に選定する。

① 評価点

審査項目ごとに1～5点（5：非常によい、4：よい、3：普通、2：あまりよくない、1：悪い）の点数をつけ、項目ごとの係数を乗じて算出し、その合計をもって評価点とする。

② 順位点

評価点の高い順に、順位点（1位：5点、2位：4点、3位：3点、4位：2点、5位：1点、6位以下：0点）の点数をつける。

評価点が高点の場合は、該当する順位の順位点を合計し、該当者で案分して配点する。

なお、順位点の総合計が高点の場合は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決定する。